宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年１月21日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社あおみ創建　②愛知県知事(3)22240　③代表取締役　杉浦久美　④愛知県知立市新林町東新切１―18　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県知立市新林町東新切１―18　株式会社あおみ創建　代表取締役　杉浦久美

①有限会社龍興業　②大阪府知事(2)60004　③代表取締役　浦本宏次　④大阪府八尾市二俣１―13　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府八尾市二俣１―13　有限会社龍興業　代表取締役　浦本宏次